

1 事業名

若年層や働き盛り世代に向けた依存症対策普及啓発事業委託業務

2 事業期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料

金4,500,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

4 事業目的

依存症の発症予防、重症化を防止するには、依存対象となる物質や行動を繰り返すことによって生じる様々な問題や、病気の予防・早期治療の重要性を認識し、もし発症した場合でも適切な対処によって回復できることを、早い段階で理解しておくことが重要であり、兵庫県においても、大学生やハイリスク者、支援者向けの普及啓発に努めてきた。

今後は、高等学校学習指導要領の改訂により、令和4年度から全ての高校生が「精神疾患の予防と回復」について学ぶ機会を得ることを踏まえ、より前の早期に依存症を正しく理解できる教育資材の普及を図る必要がある。また、依存症当事者の属性で最も多い働き盛り世代※への働きかけを強化する必要もあり、高校生等若年層、働き盛り世代、一般県民等、世代や属性に応じた啓発を重層的に実施することで、依存症に対する知識や支援機関の情報を効果的に啓発する。

5 業務内容

本業務は、事業目的の達成に向け、具体的な広報手法について、媒体、内容、回数等、広報戦略と広報手法を具体的に提案し、委託者と協議して実施すること。

(1) 高校生等若年層向け依存症予防教育

① 依存症予防教育動画の作成

(ア) アルコール、ギャンブル、薬物、ゲーム等の依存対象が包括的に含まれた内容とすること。また、依存症の予防の内容のほか、20歳未満は飲酒が禁止されていること等、規定・身体機能への影響等についても含む内容とすること。

(イ) 令和4年度から開始された高等学校学習指導要領の、「精神疾患の予防と回復」の項目等において、学校で広く活用可能な教育資材とし、高校生のほか、中学生や大学生を対象としてもわかりやすい内容とし、表現方法やイラスト等で工夫し、視聴者がわかりやすいものにする。

(ウ) 動画の作成のほか、動画の解説や補助的な資料を作成すること。なお、作成する資料は、Word、Excel、PPT等、委託者により編集可能な形式で作成すること。

② 周知・啓発活動

(ア) 県内の高校への配布は県が行うが、それ以外の効果的な周知・大学等とコラボレーションした啓発方法を提案すること。また、周知・啓発に必要な関係機関等への調整や啓発の実施、ランディングページへの掲載作業は、受託者にて行なうこと。

(イ) 期間は契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(2) 企業や従業員、働き盛り世代向けの依存症対策普及啓発

① 啓発資材の作成

- (ア) 企業の健康づくりの取り組みの一環として活用できる資材を、企業（事業者）向け(a)、従業員向け(b)の2種類作成すること。また、デジタルサイネージ・大型スクリーン等を利用し、通勤時間帯に啓発できる広告資材(c)を作成すること。なお、(a)～(c)の資材は、アルコール依存症、ギャンブル等依存症に分けて作成すること。
- (イ) 表現方法、イラスト、図、セルフチェック項目等で工夫し、読み手が惹きつけられ、わかりやすいものにする。
- (ウ) 依存症の疑いがある方には、相談窓口に誘導するような内容とすること。

② 周知・啓発活動

- (ア) 県内企業への提供は県が行うが、それ以外の効果的な周知・企業等とコラボレーションした啓発方法を提案すること。また、周知・啓発に必要な関係機関等への調整や啓発の実施、ランディングページへの掲載作業は、受託者にて行なうこと。
- (イ) 期間は契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(3) インターネットを活用した依存症対策普及啓発

① 啓発方法の提案及び実施

- (ア) インターネットやSNS等を活用し、広く一般県民に依存症問題を周知し、本県の依存症対策ランディングページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/dependence/index.html>) に誘導することで、相談窓口等の啓発を効果的に行うものとする。
- (イ) 配信期間は契約締結日から令和7年3月31日までを基本とするが、広告効果等を鑑み、より効果的な配信期間を受託者により提案すること。
- (ウ) (ア) の実施にあたっては、使用する媒体に適切かつ依存症について興味をもたせるような広報素材を作成すること。なお、新たに作成したバナー等のデータは、委託者に提供すること。
- (エ) 月次数値、その他広告実施データを基に効果測定を行い、委託者に報告すること。また、必要に応じて広告の改善提案、見直しを行うこと。
- (オ) その他広告配信に必要な作業を行なうこと。

6 業務実施上の留意点

- (1) 提案にあたっては、実施方法、実施時期、事業の対象、実施により見込まれる効果等について、できるだけ具体的に列記すること。
- (2) 関係先との連絡調整、準備行為及び実施については、受託者がすべて行うものとする（啓発資材の関係先への送付を含む）。
- (3) 事業及び広報の内容及び時期については、委託者との協議・調整のうえ実施すること。また、協議による変更等についても速やかに対応すること。
- (4) 本仕様書は業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- (5) 動画の作成にあたっては、学習指導要領等に則ったものにし、学校現場のニーズを踏まえて作成すること。また、必要に応じて、県教育委員会や精神保健医療福祉等の専門家等とも調整を行うこと。
- (6) 審査は、審査委員会が、企画力、業務理解度、独創性、実現可能性、遂行能力等を総合的に勘案して行う。
- (7) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

7 実績報告

提出期限 令和7年3月31日（月）

- ・業務完了報告書 1部
- ・成果物

- (1) 5 (1) ①で作成した動画及び補助資料データ
 - (2) 5 (2) ①で作成した啓発資材のデータ (①完全版下データ (※)、②PDFデータ)
 - (3) 5 (3) ①で作成したバナー等のデータ (①完全版下データ (※)、②画像データ)
- ※啓発広告の作成にあつては、Illustrator (.ai形式) で納品すること。

8 包括的事項

- (1) 提案にかかる費用については、準備行為及び連絡調整等にかかる費用も含めて、全て委託料で賄うこと。
- (2) 本業務において撮影した人物及び風景、食材等の特産品など使用した全ての画像データ及び制作した各デザインデータ等については、著作権は兵庫県に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとしてCD-R等に保存し、兵庫県福祉部障害福祉課に納品すること。
- (3) 成果品に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）及び所有権は、全て兵庫県に帰属するものとする。また、制作したデザイン等については、商標権、著作権等第三者の権利を侵害することないように、あらかじめ提案事業者において、第三者の諸権利の円滑な処理を行った上で提案すること。
- (4) 兵庫県福祉部障害福祉課に、随時受託業務の進捗状況を説明すること。
- (5) 県内の関係機関との個別事項については、適宜、受託者が連絡調整を行うこと。
- (6) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (7) 本業務の実施に当たっては、発注者からの指示に迅速に対応すること。